

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部障がい者支援課 No.003

処 分 名	施設訓練等扶養義務者分の利用者負担額の決定
処 分 の 概 要	福祉事務所長は、法第 56 条第 2 項の規定により、障害福祉サービスの措置に要した費用を決定し、当該措置を受けた障害児またはその扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）から負担能力に応じて当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収するものとする。
根拠条例等・条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 18 年規則第 78 号）第 5 条第 1 項～第 3 項
審 査 基 準	前項の規定により徴収する費用の額（以下「障害福祉サービス徴収額」という。）は、やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて（平成 18 年障障発第 1117002 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に定める額とする。
標準処理期間	未設定（個別・具体的な判断が必要となるため）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 1 階障がい者支援課窓口 又は 支所 2 階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）
備 考	

根拠条例及び  
関係例規等の抜粋

■ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

第5条 市長は、法第22条第1項の規定による介護給付費等又は法第51条の7の規定による地域相談支援給付費の支給を決定したときは、（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するとともに、法第22条第8項の規定により障害福祉サービス受給者証（様式第5号）又は法第51条の7第8項の規定により地域相談支援受給者証（様式第5号の2）を交付するものとする。ただし、療養介護の支給を決定したときは障害福祉サービス受給者証及び療養介護医療受給者証（様式第6号）を交付するものとする。

2 前項の規定は、法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費の支給の決定に準用する。

3 市長は、第3条第1項及び第2項の申請に対し、介護給付費等、地域相談支援給付費又は特定障害者特別給付費を支給しないことを決定したときは、（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給却下決定通知書兼利用者負担額減額・免除等却下決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。